

加茂市監査委員公表 第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき監査を行ったので、同条第9項の規定によりその結果を別紙のとおり公表する。

令和4年12月2日

加茂市監査委員 山口 昇
加茂市監査委員 大平 一 貴



監 第 57 号
令和 4 年 12 月 2 日

加 茂 市 長 藤 田 明 美 様
加茂市議会議長 滝 沢 茂 秋 様
加茂市教育長 山 川 雅 己 様
加茂市農業委員会
会 長 永 井 尚 文 様

加茂市監査委員 山 口 昇
加茂市監査委員 大 平 一 貴

令和 4 年度定期監査の監査結果報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 4 項の規定に基づき、定期監査を実施したので、同条第 9 項の規定によりその結果に関する報告を提出します。

1 監査の対象

令和 4 年度の令和 4 年 4 月 1 日から令和 4 年 9 月 30 日までの総務課、会計課、農業委員会、スポーツ振興課及び文化会館の所管する財務に関する事務その他事務

2 監査の着眼点

対象課所管の財務に関する事務その他事務が法令等に適合し、適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として監査を実施した。

3 監査の実施内容

財務に関する事務その他事務が適正に行われているかについて、対象課に調査票等による事前調査を行い、関係書類を審査するとともに、事務の内容等について関係職員から事情聴取をして行った。

なお、監査に当たっては、加茂市監査基準に準拠して実施した。

4 監査の実施場所及び日程

- (1) 実 施 場 所 監査委員事務局及び 402 会議室
- (2) 監査の日程 令和 4 年 10 月 14 日～令和 4 年 11 月 30 日

5 監査の結果

監査対象事務は、おおむね適正に執行されていると認められた。
なお、各課に対する具体的な留意すべき事項は次のとおりである。

総務課

ICT化を進める中で、デジタル人材派遣制度を活用したDX推進アドバイザーを委嘱し、「仕事の見える化」、「仕事の切り分け」を行っているとのことであり、それによって職員の適正配置や業務の効率化が図られるよう期待したい。また、庁内各課の目標や課題を取りまとめ、事務・事業に取り組んでいると思うが、成果を得るにはその目標や課題が確実に職員に共有されていなければならない。文字化・数値化するなどして確実に職員に伝わるよう、総務課が率先して進めていただきたい。

会計課

各課から提出される伝票の処理に多くの労力と時間を費やしている。電子決裁を含め、システム管理会社に今後の流れを確認するとともに、事務の統一化を図るためのマニュアル整備を進め、担当者を対象とした研修会を行うなどエラーチェック体制を構築することが求められる。

また、伝票審査では、会計課の確認印漏れ、決裁印漏れ、検査調書の添付漏れなどが散見されたことから、ルールの周知徹底（チェック項目のリスト化）の必要性を感じる。毎日多くの伝票に目を通さなければならないと思うが、会計課における伝票確認においては、より丁寧な審査を望むものである。

農業委員会

農林課との協同だけではなく、商工観光課などとも連携して、今後の農業の展望が見えるように方向性を示すなどし、魅力のある農業経営の将来像を明確にして、農業従事者を増やすための施策を進めることが重要である。

また、農業大学校などを活用した人材育成にも重点をおくことで、より意欲のある後継者を生み出すことにもつながる対策を望むものである。

スポーツ振興課

人口減少が続いている状況下において、スポーツ人口を増加させることは難しい課題であるが、参加を呼び掛けるような場面においては、対象者を具体的に示すことで市民により伝わり易くなるのではないかと。同様に体育施設等の利用に関しても、利用状況がオンラインで確認できるようにするなど、利用促進を図るとともにスポーツをしたい市民が容易に楽しめるような取り組みを進めていただきたい。

また、各施設の老朽化が進み対応に苦慮しているようだが、勤労青少年ホームの非常階段については、万が一に備えて早期の対応を強く望むものである。

文化会館

大規模改修が始まり、指定管理者への移行と大きく状況が変化する過渡期ではあるが、職員の退職と人事異動により在任職員の負担が大きくなっている。

また、依然として新型コロナウイルス感染症禍であり、様々な制約が求められることもあるかもしれないが、今後も市民への芸術文化を享受できる場の提供に努めていただきたい。